

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No153号 2012.04.19
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

4月9日緊急院内集会の報告④

労働者・国民と連帯し、控訴審で勝利する 内田客乗原告団長の閉会のあいさつ



【写真】発言する金澤 JAL 解雇撤回国民共闘共同代表(全労協議長)。緊急院内集会には 200 名をこえる参加がありました。

働く者の人権や生活を無視した横暴な判決

ご多忙なか、4月5日の決起集会に続きまして、今日の院内集会にも多数参加いただき、大変ありがとうございます。あの判決が本当に腹立たしいということは、この前の集会でも述べました。渡邊さん(乗員訴訟の裁判長)は、この4月から高裁に行かれたようですが、地裁も高裁も同じところにあります。裁判所の前で「渡邊さん！ 白石さん！ あなた方は誰のために仕事をしているんでしょうか」と叫びたいと思っています。

この二つの判決の内容は、弁護団の報告と多くの方のごあいさつで掴んで頂けたかと思います。整理解雇の4要件については、詭弁をろうして無視。憲法とも関係しますが、私たち働く者の人権や生活も無視。会社更生手続き中の企業であれば、史上最高の利益をあげていても解雇は妥当とする、労働者不在の乱暴な判決になっています。今日の司法の異常さが端的にあらわれた判不当決だと言えます。

労働組合・物を言う労働者に対する攻撃も、私たちは断じて許すことはできません。JALの整理解雇は、そもそも必要のない解雇です。それを新しい年を迎える前日、2010年12月31日、大晦日に強行したのです。

企業利益を第一とする司法の異常性

司法は、労働者の首切りを救済しないという判決を出しました。企業の利益を第一とする思想が法廷に流れているように思います。労働者あつての企業ということが、忘れ去られてしまっているようにも思います。

いとも簡単に労働者の首を切る。非正規が日本全体の労働

者の四割近くになって、こういう考え方が大企業の中で横行してきました。働く者を物や道具のようにしか考えない、使い捨てるの思想です。企業も司法も労働者に冷たいこの日本社会の中で、生きている人はたくさんいます。心が折れそうになります。私たちはとにかく勝ちたいという一心で活動してきました。しかしあの判決を前にして、本当に心の中でどれだけつらく悲しい思いをしたことか。顔で笑って心で泣いてというのはこういうことなんだなあと実感しました。



労働者、国民との連帯が唯一のぬくもり

心が折れそうな中で、労働者・国民の連帯は、私たち原告に唯一ぬくもりを与えてくれます。この1年間、私たちの闘いに対する連帯・支援の輪が、国内外で大きく広がりました。提訴にさきがけ、大黒議長、金沢議長、堀江さん等が中心となり、日本航空の不当解雇の撤回をめざす国民支援共闘会議が結成され、その後全国各地で支援組織が結成されました。また日本航空の不当解雇者を励ます会、不当解雇と闘う日本航空労働者を支える会、日航不当解雇女性アピールと、労働組合の枠を超えた広汎な活動も生まれました。

さらに国際運輸労連(ITF)や国際定期航空操縦士協会連合会(IFALPA)などの国際組織にも広まり、連帯と協力の体制が築かれてきました。

この大きな支援連帯を受け、私たちはこれまで闘ってきたことができた。

一労働者としてたたかうと改めて決意！

私たちが解雇される前、日本航空の整理解雇と不当労働行為問題が新聞で報道された時、MIC のみなさんが有楽町マリオン前で、自主的に、解雇と不当労働行為に抗議するピラをまいてくださいました。

また、MIC 議長の東海林さんが、週刊金曜日の取材に応えた記事を読ませて頂きました。今非正規の人たちが職を失くして簡単に首を切られています、その当事者とお話された記事です。その青年に日本航空の解雇問題を話したら、「自分に何ができるのでしょうか？」と。「署名だったらできるんじゃない」と話すと、自分には「住所がない」、「ここでもいいですかね？」と言って署名を書いて下さった、という記事です。

経験のない中私たちは、様々なアドバイスを頂きながら活動して参りましたが、私たちにも甘えがあったと思っています。それは JAL というブランド、解雇されたのがパイロットや客室乗務員という職種で、「そんな人も解雇されるの？」と注目され、大きくアピールができた、そういうところに寄りかかりすぎていたかもしれません。今後、一労働者として、そして空の安全をになう労働者として、控訴審を力一杯闘っていきたく、改めて強く決意しています。



JAL 破綻の原因を解明もせずに判決

白石裁判長は判決文の中で JAL を二次破綻させないために、解雇が必要であったと述べました。ここに大きな問題があります。二度と破綻しないために、また、JAL を再生していくには、何故破綻したかが解明されなければなりません。私たちは準備書面等で精一杯主張してきました。しかし、裁判ではなにか一つ解明されず、裁判官は私たちの主張に目をつぶりました。だから「二度と破綻させないために解雇していい」などという不当な判決が出せたのだと思います。

解雇され苦境に直面＝原告の現状

原告らの現状について少しお話しておきたいと思います。私たちも年齢の高いものから切られまして、どんどん 60 歳に到達する者がでてきます。また若い人も病欠基準で解雇されて、この解雇撤回闘争に加わっていますが、年齢も重なれば就職も難しくなります。しかし、再就職の選択をせずに、今まで

一緒に団結を保ちながらやってきました。

原告の中には介護が必要な親を抱えている人もいます。子供の教育費にお金がかかる時期に差し掛かり、女性であっても、一家の大黒柱として家計を支えている人もいます。

ご主人をずっと介護してきた客室乗務員の原告がいるのですが、一昨日、その御主人を亡くされました。彼女は勝訴の報告をしたかっただろうと思いますが、それもできないまま看取ることになりました。

家のローンが払えなくて家を手放した人も出てきています。子どもさんの大学進学をあきらめさせた人もいます。お子さんが、大学の途中で退学して仕事につかざるを得なかったという原告もいます。



女性も安心して働ける社会をめざして

非正規でワーキングプアといわれる年収 200 万以下の労働者が増えている中で、私たちは生活をするには不足のない賃金を得てきたかもしれません。しかし、安心して働くということは、そういう賃金を得るとことではないのでしょうか？ワーキングプアを生み出しているゆがんだ日本社会、そうした社会を作り出している企業や政府、それを認める司法に罪はないのでしょうか？

私たちの賃金や労働条件は恵まれているといった見方が依然根強くあるということも、伝わってきています。しかし、女性であっても働き、自分や家族の食いぶちを稼ぐ、親の面倒見る、子どもの面倒見る、これも人間が生きていく上で当然のことであり、男女平等のスタートになるのではないのでしょうか？

ですから、顔をあげてまっすぐ前を見て堂々と歩いていきたいですし、訴えていきたいと思っています。

安心して働ける社会、安全な JAL の再建を

今、安全・安心という言葉が日本社会から消え去りつつあります。安心、ということは心やすらかにという意味だと私は思っています。その反対にあるのが不安と危険です。安心して人間らしく働ける日本社会にしなければいけないと思います。

また航空の安全は国民・利用者のみなさんの命の問題だということで、私たちはずっと訴えてきました。白石裁判長は利益の拡大は「今後のイベントリスクへの備え」として必要だとしていますが、航空会社の最大のイベントリスクは、事故だだと思います。事故はあってはなりません。そうした日本航空にならないように、現場の人たちと情報を共有し、そして連帯をさらに強めて、国民・利用者・労働者の皆さんと力を合わせて、この不当判決をはねかえし、勝利を手にしていきたいと思っています。引き続き皆様のご指導、ご協力、ご支援をよろしくお願いたします。本日は本当にありがとうございました。